

市長（山田憲昭君）

スポーツ課の市長部局への移管についてお答えをいたします。

今、議員も申し上げましたとおり、平成20年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正をされまして、学校体育に関することを除くスポーツに関することについては特例として条例で定めるところにより、地方公共団体の長が管理、執行することができることとされたところであります。

スポーツ行政につきましては、これまでも市民の皆様には競技スポーツ、生涯スポーツとして取り組んでいただいておりますが、感性豊かな情操教育を推進するという観点から教育的要素が強く、スポーツに関することは教育委員会の職務権限として規定をされていることなどを鑑み、これまで教育委員会の職務としてきたところであります。

今のところ、教育委員会で担当することが望ましいと考えておりますが、議員御指摘のとおり、地域づくりや健康増進などの市長部局との連携が必要な部分が少なからずあります。そうしたことから、総合教育会議において、必要な意見を述べ、連携を図っているところであります。

ただ、スポーツ全般を取り巻く環境も変化をしてくれておりますので、この問題につきましては今後、十分研究をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。